

新型コロナウイルス感染拡大防止のため猶予された各種手続き一覧(自動車運送事業関連)

手続きの種類		対象	伸長等の概要	注意事項 (緊急事態宣言期間30日は中部管内5県の例)	備考 (取扱い官署)
運転免許証		全業態	運転免許の有効期限が令和2年9月30日までの場合、所定の手続きを経て有効期限が3ヶ月延長される	延長は事前申請が必要	最寄りの警察署、運転免許試験場等
自動車の検査		全業態	自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日以降の自動車で、車検時有効期間の伸長を希望した場合有効期間が最大令和2年7月1日まで伸長	一部期間、地域で伸長できない場合あり 伸長期間中に車両を運行させた場合その期間分の強制保険(自賠償保険)に加入しなければならない	運輸局技術課
自動車の定期点検		バス及びタクシー	運輸支局にあらかじめ休車リストを提出した場合、3ヶ月定期点検の実施が最大令和2年9月30日まで猶予	実施の猶予は3ヶ月点検に限る 休車期間が満了した場合3ヶ月点検を実施の上、必要な整備を行い稼働させる必要あり	リスト提出は支局輸送担当 点検の概要については支局整備担当
事業計画の変更		タクシー	支局にあらかじめ休車リストを提出した場合、事業計画変更の手続きを最大令和2年9月30日まで猶予する(臨時休車)	営業所すべての車両の臨時休車は認められない(この場合事業休止または廃止の手続き要) 臨時休車中の一時抹消は認める	支局輸送担当
任意保険の加入		バス及びタクシー	定期点検及び臨時休車に係る休車リストを提出した場合、その休車期間に限り任意保険の締結を解除できる	休車期間が満了後は必要な任意保険に再加入する必要あり	支局輸送担当
健康診断		全業態	10月末までに実施すること	10月末までに予約が取れないなどやむを得ない場合は可能な限り早期に実施すること	厚生労働省、労働局
適性診断	初任診断	貨物	緊急事態宣言期間に2ヶ月を加えた期間について受診期間に含めない	受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+乗務開始からやむを得ない期間(1ヶ月以内)	支局保安担当 運輸局保安・環境課
	適齢診断	貨物	緊急事態宣言期間に2ヶ月を加えた期間について受診期間に含めない	既選任者 受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+65才に達した日から1年以内	
				新規選任者 受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+選任の日から1年以内	
				適齢診断受診後 受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+受診後3年以内	

手続きの種類		対象	伸長等の概要	注意事項 (緊急事態宣言期間30日は中部管内5県の例)	備考 (取扱い官署)	
適性診断	適齢診断	旅客 (個人タクシー除く)	緊急事態宣言期間に2ヶ月を加えた期間について受診期間に含めない	既選任者(65才以上) 受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+65才に達した日から1年以内	支局保安担当 運輸局保安・環境課	
				新規選任者(65才以上) 受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+選任の日から1年以内		
				適齢診断受診後(65才～75才に達するまで) 受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+受診後3年以内		
				既選任者(75才以上) 受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+75才に達した日から1年以内		
新規選任者(75才以上) 受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+選任の日から1年以内						
適齢診断受診後(75才以上) 受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+受診後1年以内						
		旅客 (個人タクシー)	許可更新時に65才以上である者 許可更新日が緊急事態宣言期間内にある者は 許可更新日から2ヶ月以内に受診すれば許可更新前に受診したものとみなす	許可更新時に65才以上で許可更新日が緊急事態宣言期間内にある者は許可更新日から2ヶ月以内		
		特定診断	全業態	緊急事態宣言期間に2ヶ月を加えた期間について受診期間に含めない	受診期間から除外する期間(緊急事態宣言期間30日+2ヶ月)+乗務開始からやむを得ない期間(1ヶ月以内)	